

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第49号 発行日：2019（令和元）年12月24日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

東京訴訟第20回弁論が開かれました！

2019年11月1日、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟の第20回口頭弁論期日が東京地方裁判所103号法廷で開かれました。

今回から、これまで裁判長を務めてきた鈴木正紀裁判官に変わって、新たに徳岡治裁判官が裁判長席に着き、更新の弁論がなされました。

審理においては、まず、遠藤健一弁護士による疫学についての意見陳述がありました。前日期日において、被告から原告主張の疫学があたかも信頼性が低いかのような反論がされていたため、疫学調査の正確性や、その積み重ねによる疫学的検討の信頼性が極めて高いことが述べられました。

続いて、柳沢尚武弁護士は、疫学の歴史を踏まえた上で津田意見書の分析手法について意見陳述をしました。

東京訴訟でも人証申請の意見が出るなど、審理が大きく前進しています。熊本・近畿とともに勝訴判決を目指しましょう。



〔写真〕東京訴訟 門前集会のようす

次回期日は 5～6陣：第03回2020年1月27日（月）15時00分～

1～4陣：第21回2020年4月13日（月）15時00分～ です。

2019 箱根合宿 全国公害被害者総行動実行委員会開催！

2019年12月1日（日）、2日（月）に箱根にて全国被害者総行動実行委員会の合宿が行われました。

全国の公害問題の解決、公害被害者の救済のため、国や企業との交渉、国会議員を含む要請行動等を行ってきた全国公害被害者総行動は、2020年で第45回を迎えます。

同合宿では、来年の総行動に向けての課題検討や、各参加団体から、訴訟の現状をはじめ、解決、救済のために取組むことに関する報告が行われました。

東京弁護団からは、尾崎俊之弁護士、中杉喜代司弁護士、熊本弁護団からは、中村輝久弁護士、石黒大貴弁護士が参加し、訴訟のこれまでの経過及び2022年3月の判決に向けての展望について石黒弁護士から報告を行いました。

他の団体からも、大気汚染、原発、アスベスト等に関する報告が行われ、箱根の湯けむりにも負けない熱気が会場内を包む合宿となりました。

近畿訴訟第19回弁論が開かれました！

2019年11月8日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の第19回口頭弁論期日が大阪地方裁判所で開かれました。

事前集会では、弁護団長の徳井義幸弁護士が、「この間、原告と弁護団一緒になって、魚をどれだけ食べて、どんな症状が出て、日常に困難あるのか、陳述書の作成を進めてきた。これを伝え切るのが、原告が勝つために必要なこと。今回、134名全ての陳述書を出し切ることができた。来年近畿も証人調べに入る。山場を迎えることになるので、全国一致団結して頑張りましょう」と話をしました。

弁論期日では、川上高史弁護士が、パワーポイントを使って、今回の期日に提出した書面である、特措法における地域外一時金等対象者の広がり、地図を使ってわかりやすく説明しました。弁論期日後は、進行協議期日が開かれました。

報告集会では、近畿訴訟弁護団の弁護士全員が次々に発言し、様々な角度から裁判の説明をしました。

谷智恵子弁護士は、「陳述書は出せないかもしれないと思っていたが、みんなで頑張った。尋問はお弁当をもって来てもらうことになる。これからのたたかいのほうがよくしんどい。一人一人が水俣病ではないと言われていることを思って、担当弁護士とともに頑張っていきましょう」と、原告を鼓舞しました。



[写真] 近畿訴訟 報告集会のようす

【今後の予定】

- 12月24日 熊本訴訟第13陣提訴
熊本訴訟第30回弁論
- 1月27日 東京訴訟（第5・6陣）第3回弁論
- 1月29日 熊本訴訟医師主尋問
（高岡医師（病像））
- 2月20日 近畿訴訟第20回弁論
- 3月23日 熊本訴訟医師反対尋問
（高岡医師（病像））

とある弁護団員のヒトリゴト

本年4月30日で、「平成」が終わりましたね。その関係でもありますが、最近「平成31年」製造の100円玉を密かに集めています。平成31年製って、レアなんじゃないかと思うからです。「平成31年」製造の100円玉をお持ちの方、こっそり私と交換してください。こっそりお待ちしております。

（熊本弁護団・木村真也）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目9-35

京寿ビル2階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索